



## 市・県民税の住宅借入金等 特別税額控除申告

申告期限は3月16日まででしたが、まだの人は次のとおり受け付けをします。

**受付期限** 6月10日(水)

※市・県民税から控除される時期は年度の途中になり、税額変更での対応となります。6月の当初の税額決定には間に合いませんので、ご了承ください。

**受付・問い合わせ先** 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3415 / 各総合支所市民福祉課 (16 ページ)

## 軽自動車税の減免手続き

**対 象** 次の要件を満たす軽自動車 ※1台まで

- ①身体・精神などに障がいのある人のために使用するもの
  - ②障がいのある人または、同居の家族などが所有するもの
- ※障害の部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。

**受付期限** 5月25日(月)

**必要書類**

- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院)のうち該当する手帳 ※**交付日が平成21年4月1日以前のもの**
- 運転免許証(対象車を運転する人もの)
- 自動車検査証
- 軽自動車税納税通知書
- 常時介護証明書(運転する人が同居の家族など以外の場合)

**申請・問い合わせ先**

市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413  
各総合支所市民福祉課 (16 ページ)

## 第29回 ふれあい広場

毎年5月23日から29日までの「鳥取市障がい者福祉週間」にあわせて開催しています。障がいのある人との交流を通し、障がいや障がいのある人への理解を深めましょう。ぜひ家族そろってご参加ください。

**と き** 5月24日(日) 13:00～16:00

**と ころ** 県民体育館(コカ・コーラウエストスポーツパーク(布勢総合運動公園)内) ※**昨年と開催場所が違いますのでご注意ください。**

**内 容** 模擬店、もちつき、くしろゆび相撲、レクリエーションなど

### ◆くしろゆび相撲とは?

本市と姉妹都市の釧路市で「誰もが一緒に楽しめるスポーツ」として生まれたゆび相撲です。できるだけ体力的なハンディをなくすため、専用の競技台を使って行われます。手と手のふれあいを大切にしたバリアフリースポーツをこの機会に試してみてください。



**問い合わせ先**

市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)20-3475

## 定額給付金に関する

### 個人情報厳正に管理します

定額給付金の手続きに関して、本人確認のための公的証明書や振込口座番号などを提出いただきますが、これらに記載された市民のみなさんの個人情報は、定額給付金の給付の目的のみに利用し、本市で厳正に管理し、業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません(法令などにより開示を求められた場合を除く)。

**問い合わせ先**

市役所駅南庁舎定額給付金チーム ☎(0857)20-3860  
本庁舎総務課 ☎(0857)20-3102

# 第45回 鳥取 しゃんしゃん祭

しゃんしゃん祭をいっしょに盛り上げていただくみなさんを募集します!

## 賑わい屋台村出店者大募集!

**出店場所・時間**

- |         |    |               |
|---------|----|---------------|
| 8月8日(土) | 場所 | 袋川右岸(若桜橋～智頭橋) |
|         | 時間 | 16:30～21:00   |
| 8月9日(日) | 場所 | 千代川河川敷        |
|         | 時間 | 17:00～21:00   |

**申込期限** 5月29日(金)

※詳細は鳥取しゃんしゃんまつり公式ホームページをご覧ください。<http://www.tottori-shanshan.jp>

**問い合わせ先** 鳥取しゃんしゃん祭振興会(鳥取市観光協会内・〒680-0035 新町103)

☎(0857)26-0756・☎(0857)29-1000

## 運営ボランティアスタッフ募集

**期 間** 6月上旬～祭当日

**人 数** 約30人

**内 容** フリーステージの企画運営、賑わい屋台村の企画運営、一斉傘踊りの進行管理など

**申込方法** 住所、氏名、電話番号を明記のうえ、持参、郵送、FAXで下記問い合わせまで。

**申込期限** 5月29日(金) 必着

### すずっこ踊り講習会開催決定!

**対 象** ダンス、踊りのグループで、すずっこ踊りを普及していただける人

**参加費** 無料

※詳細はお問い合わせください。

「市民総合相談窓口」では、市民のみなさんが、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所のどこにおいてもさらにも迅速に相談をお受けできるよう、施設間にテレビ電話などを配置し、担当職員と直接お話しができるようにしています。そのほか、市役所各課から取り寄せた資料などをその場でお渡しするなど、サービスの充実に努めています。

## 市民総合相談 予約は ☎(0857) 20-3158 まで

### ■法律相談【電話予約制】

内 容：法律全般（弁護士対応）  
と き：6/15(月)・29(月)13:00～16:00(定員各5人ずつ)  
と ころ：6/15＝市役所第2庁舎、6/29＝市役所駅南庁舎  
予 約：6/8(月)8:30～

### ■公正証書作成、定款・私署証書の認証など相談【電話予約制】

内 容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）  
と き：6/24(水)13:00～16:00(定員5人)  
と ころ：市役所本庁舎  
予 約：6/22(月)17:30まで

### ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）  
と き：6/10(水)13:00～16:00(定員5人)  
と ころ：市役所本庁舎  
予 約：6/3(水)17:30まで

### ■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）  
と き：6/18(木)13:00～16:00(定員3人)  
と ころ：市役所本庁舎  
予 約：6/11(木)17:30まで

### ■くらし110番相談【予約不要】

内 容：日常生活の中での疑問、困り事など（専門相談員対応）  
と ころ：市役所本庁舎  
と き：平日8:30～17:30（面談・電話相談）  
☎(0857) 20-4894  
平日17:30～22:00（電話相談）  
☎(090) 8715-9280  
土日祝日8:30～22:00（電話相談）  
☎(090) 8715-9280

※5/6までの時間・場所です。5/7からについては6ページをご覧ください。

と ころ：市役所駅南庁舎

と き：毎週月・金曜日13:00～17:00（面談相談）

問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎(0857) 20-3158

※左記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っていますので、お気軽に相談ください。

## 女性なんでも相談

内 容：一般（人権・教育・健康など）、法律（弁護士対応）  
と き：一般＝6/11(木)・13(土)13:00～15:00  
法律＝6/10(水)13:00～16:00、  
6/24(水)9:00～12:00

と ころ：6/10・13・24＝男女共同参画センター（西町二丁目）  
6/11＝鳥取市人権交流プラザ（幸町151）

予 約：5/20(水)8:30～ ※電話などにて先着順

問い合わせ先 男女共同参画センター ☎(0857) 24-2704

## 行政相談

内 容：行政機関の仕事や手続きやサービスなど

と き：6/4(木)・9(火)・29(月)13:30～16:00、  
6/16(火)13:00～15:00

と ころ：6/4＝市役所本庁舎1階市民談話室、6/9＝輝なんせ鳥取、6/16＝さざんか会館、6/29＝トスク本店インフォメーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 ☎(0857) 24-5542

## 緑の相談

内 容：植物に関する疑問、管理・育成など

と き：6/10・24(木)

と ころ：市役所駅南庁舎1階入口ホール（新日本海新聞社側）

問い合わせ先 県造園建設業協会東部支部 ☎(0857) 24-5221

## 特設人権相談

内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）

と き：6/1(月)・20(土)13:00～16:00

と ころ：6/1＝トスク本店、6/20＝さざんか会館

問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857) 22-2289

※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談に応じています。

## 多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。

と き：5月27日(水)13:00～16:00

と ころ：県庁議会棟3階 第13会議室（東町一丁目）

※事前に下記問い合わせに申し込みください。

問い合わせ先 県くらしの安心局消費生活センター（東部消費生活相談室・県庁第2庁舎2階）☎(0857) 26-7605

## 不動産こまりごと相談

と き：6月10日(水)13:00～16:00

と ころ：市役所駅南庁舎1階入口ホール（新日本海新聞社側）

内 容：不動産取り引きに関する一般相談やトラブルなど（民法、借地借家関係、宅建業法、登記、物件に関する相談）

問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部 ☎(0857) 27-1844・☎(0857) 26-5799

## 憲法週間行事

5月1日～7日は  
憲法週間です

### 鳥取県弁護士会による無料法律相談

と き 5月13日(水)10:00～15:00

と ころ 鳥取地方・家庭裁判所

定 員 25人程度（当日受付順）

問い合わせ 鳥取県弁護士会 ☎(0857) 22-3912

▷開催日当日：鳥取地方・家庭裁判所 ☎(0857) 22-2171

### 裁判所見学会

と き 5月7日(木)13:00～15:30

と ころ 鳥取地方・家庭裁判所 定 員 50人

申し込み 鳥取地方・家庭裁判所 ☎(0857) 22-2171

### 特設人権相談所の開設

と き	と ころ
5/7	岩美町社会福祉協議会
(木)	鳥取市佐治町老人福祉センター

問い合わせ先

鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857) 22-2289